

平成 28 年 11 年 14 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ  
(コード番号 8306)

## 取締役等の株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の 株式報酬制度への移行について

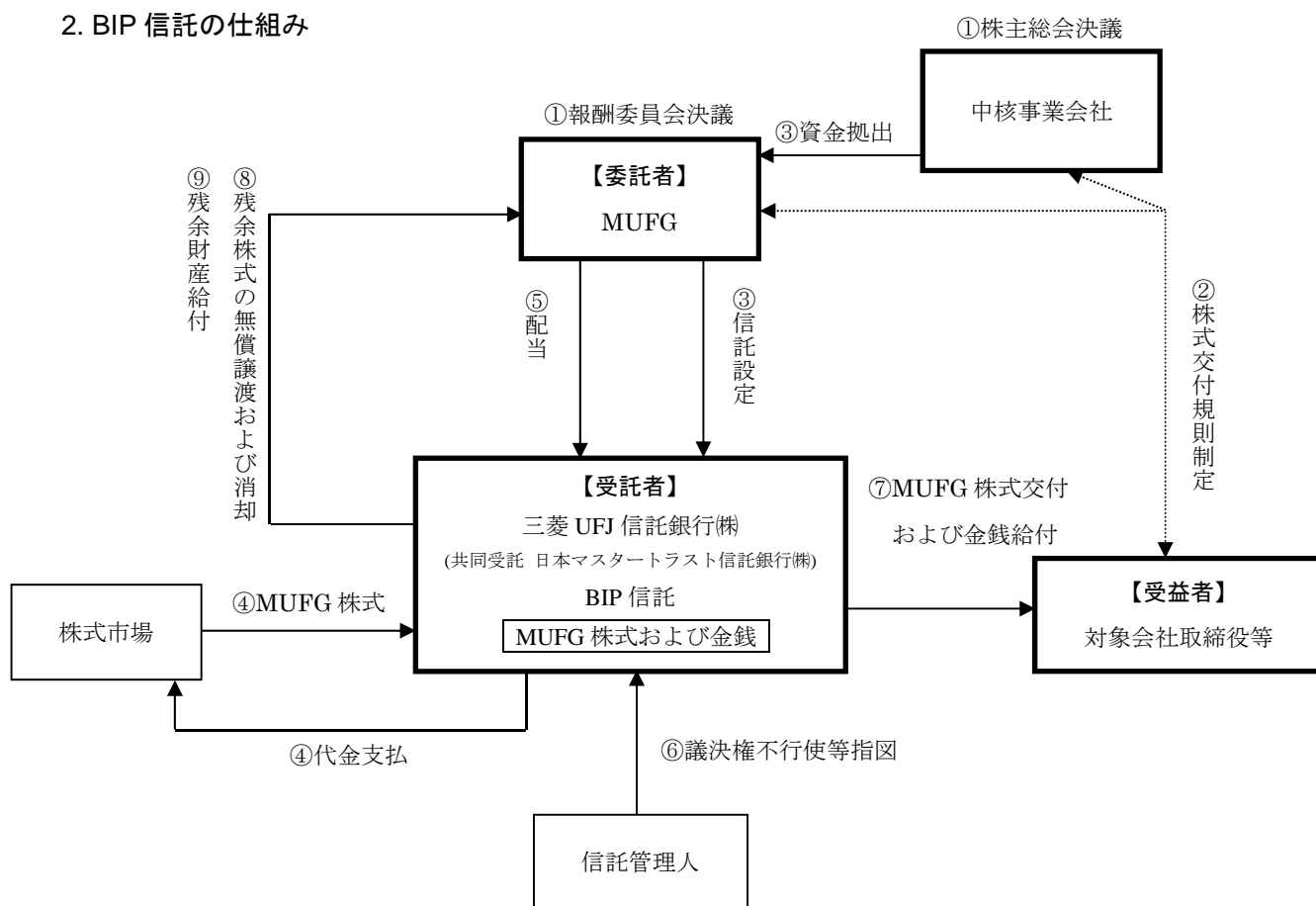
株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（代表執行役社長 <sup>ひらの のぶゆき</sup> 平野 信行、以下「MUFG」）は、本日開催の報酬委員会において、MUFG の子会社であり MUFG グループの中核を担う株式会社三菱東京 UFJ 銀行、三菱 UFJ 信託銀行株式会社、三菱 UFJ 証券ホールディングス株式会社および三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（4 社を総称して、以下「中核事業会社」）ならびに MUFG（中核事業会社と MUFG の 5 社を総称して、以下「対象会社」）の取締役、執行役、執行役員およびシニアフェロー（社外取締役、監査委員および監査等委員を務める取締役を除く。以下「取締役等」）のうち、過去に割当を受けた未行使の「株式報酬型ストックオプション（新株予約権）」（以下「ストックオプション」）を保有する者を対象に、信託を活用した株式報酬制度（以下「本制度」）を導入し、ストックオプションによる報酬制度から本制度への移行を行うことを決議いたしました。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

- (1) MUFG は、本年 5 月 16 日に、対象会社の取締役等向けの新たな株式報酬制度として、従来のストックオプション制度に代えて、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。本制度は、取締役等において過去に割当を受けた未行使のストックオプションを権利放棄のうえ、信託を活用した株式報酬制度に移行することにより、業績連動型株式報酬制度と一体的に株式報酬制度を管理・運営することを目的として導入するものです。
- (2) 本制度では、役員報酬 BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP 信託」）の仕組みを採用します。BIP 信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、役位等に応じて、BIP 信託を通じて取得した MUFG 株式を対象会社の取締役等に交付するものです。
- (3) 本制度の導入については、社外取締役を過半数とし、委員長を社外取締役とする報酬委員会において本日決議しております。

## 2. BIP 信託の仕組み



- ① MUFUG は、報酬委員会において本制度の導入および役員報酬に関する承認決議を得ます。中核事業会社は、株主総会において、それぞれ本制度の導入および役員報酬に関する承認決議を得ます。
- ② 各対象会社は、本制度の導入に関して、対象会社ごとに報酬委員会または取締役会において役員報酬に係る「株式交付規則」を制定します。
- ③ 各中核事業会社は、それぞれ①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で MUFUG に金銭を拠出します。MUFUG (委託者) は、①の報酬委員会決議で承認を受けた範囲内の金銭に、各中核事業会社から拠出を受けた金銭を合わせて信託銀行 (受託者) に信託し、受益者要件を充足する各対象会社の取締役等を受益者として、それぞれの退任時等に株式交付を行う信託 (以下「本信託」) を設定します。
- ④ 本信託の受託者は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として MUFUG 株式を株式市場から取得します。なお、本信託内の MUFUG 株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて勘定を分けて管理されます。
- ⑤ 本信託内の MUFUG 株式に対しても、他の MUFUG 株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の MUFUG 株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 本制度の開始後、各対象会社の株式交付規則に従い、ストックオプションを放棄した取締役等に一定のポイントが付与されます。また、受益者となった取締役等は、当該ポイントの一定割合に相当する MUFUG 株式の交付を受け、残りのポイントに相当する MUFUG 株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭を受領します。なお、MUFUG 株式から生じる配当金についても、当該ポイント数に応じて受益者となった取締役等に給付されます。
- ⑧ 本信託の終了時に残余株式が生じたときには、本信託から MUFUG に当該残余株式を無償譲渡し、MUFUG はこれを無償で取得したうえで取締役会決議によりその消却を行う予定です。なお、信託期間中、受益者への MUFUG 株式の交付により信託内に MUFUG 株式がなくなった場合は、信託期間が満了する前に信託が終了します。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で MUFUG に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社および対象会社の取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

### 3. 本制度の内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、割当済みのストックオプションに代わる役員報酬として、MUFG 株式および MUFG 株式の換価処分金額相当額の金銭（以下「MUFG 株式等」）を、MUFG 株式から生じる配当金とともに交付または給付（以下「交付等」）するインセンティブプランです。なお、本制度では、取締役等の退任時等に MUFG 株式等の交付等を行います。

#### (2) 本信託の信託期間および報酬額の上限

各対象会社は、それぞれ以下を上限とする金銭を取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託期間 3 年間の本信託を設定します。当初の信託期間の満了時において、本制度の対象者が取締役等として在任している場合には、信託期間を 3 年間延長し、その後も同様に信託期間を延長します。信託期間は最長で 30 年間とします。なお、本信託に拠出する信託金の金額は、取締役等が保有する未行使のストックオプションの個数および株価を考慮のうえ、信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

また、信託期間中、本信託により取締役等に交付される MUFG 株式（その換価処分金相当額の金銭の給付が行われる MUFG 株式を含む。）の総数は、対象会社ごとに、取締役等が保有する未行使のストックオプションの個数にストックオプションの目的である株式数を乗じて算出される数の合計を上限とし、それぞれ以下の個数とします。

##### ① MUFG

- ・本信託に拠出する信託金の上限金額：5 億円（※1）
- ・取締役等に交付される MUFG 株式の総数の上限：730,700 株

##### ② 中核事業会社（4 社合計）

- ・本信託に拠出する信託金の上限金額の合計：76 億円（※1）
- ・取締役等に交付される MUFG 株式の総数の上限の合計：12,273,600 株

#### (3) 本制度の対象者（受益者要件）

各対象会社の取締役等（以下「制度対象者」）は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、本信託からポイント数（下記(4)に定める。）に応じた MUFG 株式等の交付等を受けます。

（※2）

##### ① MUFGが発行した以下の新株予約権のいずれかの割当を受け、制度開始日前日において未行使の当該新株予約権を保有していること

- ・株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第1回新株予約権（割当日：平成19年12月6日）
- ・株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第2回新株予約権（割当日：平成20年7月15日）
- ・株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第3回新株予約権（割当日：平成21年7月14日）
- ・株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第4回新株予約権（割当日：平成22年7月16日）
- ・株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第5回新株予約権（割当日：平成23年7月20日）
- ・株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第6回新株予約権（割当日：平成24年7月18日）
- ・株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第7回新株予約権（割当日：平成25年7月17日）
- ・株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第8回新株予約権（割当日：平成26年7月15日）
- ・株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第9回新株予約権（割当日：平成27年7月14日）

##### ② 制度開始日において対象会社の取締役等であること

##### ③ 対象会社の取締役等を退任していること（※3）（※4）（※5）

##### ④ 一定の非違行為があった者でないこと

##### ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

(4) 制度対象者に交付等が行われる MUFU 株式等

本信託より制度対象者に対して交付等が行われる MUFU 株式等は、制度対象者が保有する未行使のストックオプションの個数に基づき付与されるポイントにより定まります。本制度の開始後、ストックオプションを放棄した制度対象者には株式交付規則に従ってポイントが付与され、取締役等の退任時等にポイント数に応じた MUFU 株式等の交付等が行われます。1 ポイントは、MUFU 株式 1 株とします (※6)。

(5) MUFU 株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した制度対象者は、対象会社の取締役等の退任時等にポイント数に対応する MUFU 株式の一定割合について交付を受け、また、その残りについては、本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。(※3) (※4) (※5)

(6) 本信託による MUFU 株式の取得方法

本信託による MUFU 株式の取得は、上記(2)の各対象会社における株式取得資金の上限および取締役等に交付等が行われる MUFU 株式の総数の上限の範囲内で、株式市場から取得します。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が各取締役等に付与されたポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払に不足する可能性が生じた場合には、上記(2)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(7) 本信託内の MUFU 株式に関する議決権行使

本信託内の MUFU 株式(上記(5)により各対象会社の取締役等に交付される前の MUFU 株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(8) 信託期間終了時の取扱い

信託期間満了により本信託を終了させる場合に、残余株式が生じたときには、株主還元策として、本信託から MUFU に当該残余株式の無償譲渡を行い、MUFU はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

(※1) 信託期間内の本信託による株式取得資金ならびに信託報酬および信託費用の合算金額となります。

(※2) 制度開始日において海外赴任中の取締役等については、制度開始後、国内居住者となり、ストックオプションの権利放棄を行った場合に、本制度の対象者になります。また、制度開始日において海外赴任中の取締役等以外でストックオプションの権利放棄を行わなかった取締役等がいる場合、当該取締役等は本制度の対象者にはならず、引き続きストックオプションを保有します。

(※3) 制度対象者が平成 28 年 12 月以降に海外赴任することとなった場合は、付与されたポイント数に応じた数の MUFU 株式の換価処分金相当額の金銭について、赴任決定後すみやかに本信託から給付を受けます。

(※4) 制度対象者が平成 28 年 12 月以降に死亡により退任した場合または退任後に死亡した場合は、付与されたポイント数に応じた数の MUFU 株式の換価処分金相当額の金銭について、死亡後すみやかに制度対象者の相続人が本信託から給付を受けます。

(※5) 上記(2)の信託期間の最終の延長期間の満了時において本制度の対象者が取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に MUFU 株式等の交付等が行われます。

(※6) 本信託に属する MUFU 株式数が、株式の分割、株式の無償割当、株式の併合等により増加または減少した場合、交付等が行われる 1 ポイント当たり MUFU 株式数を見直します。

(ご参考)

### 【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	対象会社の取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	MUFG
④受託者	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	対象会社の取締役等のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	各対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	平成 28 年 11 月 15 日（予定）
⑧信託の期間	平成 28 年 11 月 15 日（予定）～平成 31 年 11 月末日（予定） （最長 30 年間まで延長可能）
⑨制度開始日	平成 28 年 12 月 1 日（予定）
⑩議決権行使	行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	MUFG 普通株式
⑫信託金の金額	上限 81 億円（信託報酬および信託費用を含む。）
⑬株式の取得時期	平成 28 年 11 月 16 日（予定）～平成 28 年 11 月末日（予定）
⑭株式の取得方法	株式市場から取得
⑮帰属権利者	MUFG
⑯残余財産	帰属権利者である MUFG が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

### 【信託・株式関連事務の内容】

- ① 信託関連事務 三菱 UFJ 信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行います。
- ② 株式関連事務 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への MUFG 株式の交付事務を行います。

以 上